

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年 3 月 26 日	消防震第 19 号	
改正	平成 17 年 3 月 30 日	消防震第 14 号	
改正	平成 18 年 2 月 14 日	消防応第 15 号	
改正	平成 18 年 6 月 22 日	消防応第 94 号	
改正	平成 20 年 7 月 2 日	消防応第 109 号	
改正	平成 20 年 8 月 27 日	消防応第 152 号	
改正	平成 24 年 11 月 28 日	消防広第 95 号	
改正	平成 26 年 3 月 26 日	消防広第 75 号	
改正	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号	
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号	

目次

- 第1章 総則**
- 第2章 編成及び装備等の基準**
- 第3章 出動**
- 第4章 指揮活動**
- 第5章 防災関係機関との連携**
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画**
- 第7章 その他**

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道

府県をいう。

- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (13) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (14) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条に規定する緊急消防援助隊都道府県大隊応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第○) 中隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両、航空機若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(○○) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(6) 航空中隊及び水上中隊は、機体特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(統合機動部隊の編成)

第4条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねる能够とするものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成)

第5条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、基本計画に基づき指定されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊、消火中隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第6条 基本計画第2章第4節9に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

- ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般的毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車又は耐熱装甲型救助活動車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第7条 基本計画第2章第4節10に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消防器及び可搬式消防器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 地震対応特殊車両小隊

地震対応特殊車両小隊は、地震災害における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第8条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(後方支援本部の設置)

第9条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。

(2) 後方支援体制の確立に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。

(5) 物資等の搬送計画に関すること。

(6) 緊急消防援助隊を派遣している登録市町村の消防本部に対する、情報提供に関すること。

(7) 消防庁に対する映像及び画像の提供に関すること。

(8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第10条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必

要な措置を講じるものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第11条 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて概ね1時間以内に被災地に迅速に先遣出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (4) 被災地における通信の確保に関する事。
- (5) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (6) 航空消防活動の支援に関する事。
- (7) 宿営場所の設営に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第12条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、応援先都

道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第13条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長、統合機動部隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊、統合機動部隊又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第14条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第16条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

- 第15条 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補

- 佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 6 中隊長は、都道府県大隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

- 第 16 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」とする。）を設置するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
 - (1) 第 1 順位 指揮支援隊長
 - (2) 第 2 順位 都道府県大隊長
 - (3) 第 3 順位 統合機動部隊長
 - (4) 第 4 順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
 - 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
 - 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
 - 5 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - 6 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
 - 7 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称

する。

(消防庁職員の現地派遣)

第17条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じて必要と判断した場合は、指揮支援本部又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関するこ

- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関するこ

- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関するこ

- (5) 報道機関への対応に関するこ

(都道府県大隊本部の設置)

第18条 都道府県大隊長は、必要に応じて、都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関するこ

- (2) 隊員の安全管理に関するこ

- (3) 都道府県大隊の後方支援に関するこ

- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録に関するこ

- (5) その他必要な事項に関するこ

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第19条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、次に掲げる順位により隊長を指名し、現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 第1順位 都道府県大隊長

- (2) 第2順位 統合機動部隊長

- (3) 第3順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

- 4 前項において指名された隊長は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力をを行う。

(情報共有等)

第 20 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第 21 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 6 航空小隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、第 5 項及び第 6 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第 22 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他の無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。

- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
- ア 応援要請を行う場合
- イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第23条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第24条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。) 等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第25条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、D M A T 、ドクターへリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために

必要と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 26 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるよう、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 27 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 28 条 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援に関する基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び都道府県知事に対して報告するとともに、当該指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(消防本部の受援計画)

第 29 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。

- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出場準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

第7章 その他

（消防本部等の訓練）

第30条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗）

第31条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

（その他）

第32条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

○○都道府県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(防災応援班 飛上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-98013	FAX	048-500-98036
メールアドレス				kinenta@sumu.go.jp

現地派遣隊員	派遣場所	職・氏名	TEL

○○都道府県

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職・氏名	TEL	
航空専用調整班	所属	職・氏名	TEL
航空専用調整班	TEL	FAX	

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職・氏名	TEL	
指揮支援部隊長	所属	職・氏名	TEL
指揮支援部隊長	TEL		

○○市町村

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職・氏名	TEL	

災害対策本部

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	職・氏名	TEL	
(指揮支援隊長)	所属	職・氏名	TEL

緊急消防援助隊

○○都道府県大隊	設置場所 :	
大隊長	所属	氏名
	TEL	
後方支援本部	所属	TEL
メールアドレス		

○○都道府県大隊

設置場所 :

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	所属	職・氏名	TEL
(指揮支援隊長)	所属	職・氏名	TEL

○○都道府県大隊

○○都道府県大隊	設置場所 :	
大隊長	所属	氏名
	TEL	
後方支援本部	所属	TEL
メールアドレス		

○○都道府県大隊

設置場所 :

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	所属	職・氏名	TEL
(指揮支援隊長)	所属	職・氏名	TEL

○○都道府県大隊

○○都道府県大隊	設置場所 :	
FB指揮者	所属	氏名
	TEL	
地上支援隊	所属	TEL

○○都道府県大隊

設置場所 :

別記様式2(航空除く)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
活動場所	都道府県		市区町村			
	地 区					
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	車両・資機材の損傷	有・無	
活動内容 (活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載)						
使用資機材						
連携活動機関						
連携活動内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	大規模危険物火災等対応小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	密閉空間火災等対応小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	遠距離大量送水小隊	隊	人
	後方支援小隊	隊	人	消防活動二輪小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	対応特殊車両小隊	隊	人
	航空小隊	隊	人	水難救助小隊	隊	人
水上小隊	隊	人	その他の特殊装備小隊	隊	人	
	合計			隊	人	
傷病者の状況	救出人員					
	生存	人	死亡	人	合計	人
	救急搬送人員				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

別記様式2(航空)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(○○航空小隊)

報告日時	平成 年 月 日 () 時 分 現在						
災害名							
機体名		機種					
活動場所							
活動人員	パイロット	名・整備士	名・隊員	名・その他	名 計 名		
活動時間経過	時間	活動概要		時間	活動概要		
活動実績	火災	救助	救急	輸送	情報収集	計	
	件	件	件	件	件	件	
	救助・搬送人員	名	名	名	名		名
詳細事項	消火 回	ホイスト 名	軽症 名	隊員 名	隊員以外 名	資機材等 kg	
燃料補給 (場所・回数・数量)							
活動中の異常	有・無	隊員の負傷	有・無	航空機・資機材の損傷	有・無		
翌日 の活動 予定							
備 考							

報告者	所 属		氏 名	
	TEL			

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等改正の骨子

以下の事項等を踏まえ、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日付け消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）を改正。

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨における出動時の教訓
- 第 5 回緊急消防援助隊全国合同訓練、地域ブロック合同訓練における課題
- 平成 27 年 7 月の防災基本計画の一部修正

1 現地合同指揮所における運用等の整理

- (1) 防災基本計画の修正を踏まえ、「現地合同指揮所」から「現地合同調整所」へ名称を変更したこと（要請要綱第 20 条、運用要綱第 19 条・第 28 条関係）。
- (2) 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとしたこと（運用要綱第 19 条第 1 項関係）。
- (3) 現地合同調整所では、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等の関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行うものとしたこと（運用要綱第 19 条第 4 項関係）。

2 陸上隊と航空隊の連携強化

陸上隊と航空隊の間の情報共有のため、指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて、無線通信する際の使用波を指定するものとしたこと（運用要綱第 22 条第 1 項関係）。

3 緊急消防援助隊動態情報システムの活用促進

緊急消防援助隊の活動等に関し、必要な情報共有については、特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとしたこと（運用要綱第 20 条第 2 項関係）。

4 「出動可能隊数報告及び出動準備依頼」等様式の見直し

統合機動部隊として出動可能な隊数や最も早く出動可能な隊の出動予定時間等について把握できるよう様式を見直ししたこと（要請要綱第 5 条、第 6 条関係）。

5 大規模地震等発生時における出動準備及び迅速出動の基準の明確化

- (1) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」第4章1(3)に基づく出動準備を行う隊を明確化したこと（要請要綱第5条第3項関係）。
- (2) 迅速出動を適用する基準、迅速出動の内容等を明確化するとともに、上記(1)に基づく出動準備を行う隊との関係を整理したこと（要請要綱第26条～第32条関係）。

6 消防・救急無線のデジタル化に伴う整理

平成28年6月より、消防・救急無線が全面的に260メガヘルツ帯デジタル方式に移行されることに伴い、緊急消防援助隊の通信連絡体制に係る規定を整理したこと（運用要綱第22条関係）。